

公 示

次のとおり、企画競争参加希望者の募集を行います。

令和8年5月25日
公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

1 募集の趣旨

我が国の畜産の振興と維持・発展に、産業動物獣医師は大きな役割を果たしている。しかしながら、国内各地の産業動物獣医師の確保状況は順調とは言えず、将来にわたり産業動物獣医師をどのように確保するかが課題となっている。そこで、日本獣医師会では産業動物獣医師を志し、獣医学系大学を目指す高校生を増やすための取組を実施することとし、地方競馬全国協会の助成を受けて「産業動物獣医師魅力発信普及事業」を実施することとした。

これについて、産業動物獣医師の魅力を発信し、普及する具体的な施策を実施する事業を委託する候補者の選定を行うための公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画競争手続へ移行する。

2 事業概要

(1) 事業名

令和8年度産業動物獣医師魅力発信普及事業

(2) 事業目的

産業動物診療施設において家畜の診療に従事したり、農林水産分野の公務員として家畜伝染病の予防やまん延防止に従事したりする産業動物獣医師は、家畜の生産性向上を図るとともに、畜産農家に対する衛生管理対策の指導等により食の安全・安心の確保を図る役割を担っている。

地域の畜産業の振興には、飼養衛生管理の指導や診療行為を行う産業動物獣医師が不可欠となっているが、地域によってはその確保が困難となっている。また近年、高病原性鳥インフルエンザの継続発生・発生数の増加、豚熱の国内での持続散発的発生、届出伝染病であるランピースキン病の国内初発生など、家畜の伝染性疾病による畜産業への影響は大きくなってきており、

伴って産業動物獣医師へのニーズも高まっている。このことは四半世紀ぶりに改正された農政の憲法である食料・農業・農村基本法において家畜伝染病の発生予防・まん延防止に関する条文が新設されたことにも表れている。

令和6年の調査によれば、上記の産業動物獣医師数は獣医師数全体の18.4%となっているが、職域偏在や地域偏在の課題が指摘され、産業動物獣医師の確保が課題となっている。ここ20年間で産業動物獣医師は400人、5%以上減少していることから、早急に人材の確保対策を講じる必要がある。

こうした課題を解決するためには、獣医学生の進路選択に当たり、産業動物分野が候補となる必要があり、そのためには、獣医師を志す高校生等が獣医師の重要な職域として産業動物分野を知り、将来の進路として魅力を感じられるように様々な普及啓発の取組を行うことが必要である。

将来にわたり、産業動物獣医師を目指す学生が増えることにより、産業動物獣医師の安定確保を通じて畜産の振興に寄与するため、本事業を実施する。

(3) 事業内容

地域によってはその確保が難しくなっている産業動物獣医師について、特に高校生を中心に、生徒及びその保護者を対象として産業動物獣医師の仕事の重要性・魅力に関する情報を発信・普及することにより確保対策を講じる。具体的な事業内容は次のとおり。

ア 魅力発信検討会の開催

円滑な事業推進に向け、産業動物獣医師の確保に向けた魅力発信について、その手段、内容等に関し、行政、獣医師関係者、畜産関係者、広告業者などを参集し検討を行う。

イ 広報資材の作成

事業推進のため設置する検討会を踏まえ、決定した内容を元に、具体的なデザイン、構成等を含め、情報の更新や効果的な普及推進について企画する。必要に応じ、素材となる写真等の収集作業やポスター等の必要な広報資材作成を行ったうえで、コンテンツを作成・更新する。

ウ 広告の掲載

イで作成したコンテンツを以下の4つの形で発信する。

(ア) フリーペーパー

本事業で作成したフリーペーパーを大学のオープンキャンパスや高校訪問または合同説明会におけるブース出展の際に配布する。獣医学部への

進学実績のある高校の他、希望する中学校に配布する。

(イ) ホームページ

産業動物獣医師を含めて畜産の重要性、仕事内容の充実、大学の受験情報など高校生向けコンテンツを定期的に更新し情報発信する。

(ウ) バナー広告

獣医系大学のオープンキャンパスや進学説明会等に来場した学生及びその保護者に対し、(イ) のホームページに誘導することを目的として位置情報 (GPS 情報) を活用したバナー広告を、配信する。

(エ) キャリア学習

高校生等に対し、大学のオープンキャンパスや高校訪問または進学説明会における産業動物獣医師の魅力を伝えるブース出展、(イ) のホームページへの動画作成等掲載を通じて、獣医師のうち特に産業動物獣医師を中心としたキャリア学習の機会を提供する。

(4) 履行期限

令和8年度内

3 応募要件

応募できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 獣医師の職域に対する十分な理解とともに産業動物獣医師の業務を熟知し、獣医師法、獣医療法、薬機法等、動物愛護管理法、愛玩動物看護師法等、関係法令の趣旨の理解に努め、広報普及活動を円滑に実施できる者
- (2) 事業内容の検討、関係者等との調整において、本会が指定する会議等に参加できる者
- (3) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (5) これまでに本事業内容と同等以上の中・高生向け情報発信・普及活動の実績があり、かつ全国の高校、予備校、塾等に十分なコネクションを有する者。
- (6) 事業遂行上発生する内容変更等、環境の変化による今後の対応変更に係る協議に柔軟に応じることができる者
- (6) 服務規程等において、業務上知り得た情報を漏らさないという条件を満たしている者
- (7) 法人として、個人情報保護マネジメントシステムを有している者。

4 募集要領等を交付する期間及び場所等

- (1) 交付期間：令和8年5月25日（月）～令和8年5月28日（木）
- (2) 交付場所：公益社団法人日本獣医師会のホームページからダウンロードすること。 (<https://jvma-vet.jp/>)

5 募集に関する質問の受付

応募の手続きに関する質問は、電子メール（宛先：jimukyoku9@nichiju.or.jp）において受け付ける。

6 参加表明書及び企画提案書の提出期限等

- (1) 参加表明書及び企画提案書を令和8年5月28日（木）13時まで電子メール（宛先：jimukyoku9@nichiju.or.jp）により送信すること。
- (2) 参加表明書は応募要領に定める様式により作成すること。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公示に記載がない事項は、応募要領等によることとする。